

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積

(物件番号 1)

財産名称	所在地	貸付箇所	位置図	貸付面積
群馬県立 万場高等学校 建物の一部	多野郡神流町 生利 1549-1	普通教室棟 1 階購買室	位置図 A	2.86 m ² (2.60m×1.10m) 自動販売機 2 台設置部分
		管理棟 軒下	位置図 B	0.54 m ² (0.90m×0.60m) 回収ボックス設置部分

※ 1 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

2 貸付期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（更新なし）

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

① 大きさ

おおよそ W2400mm（2 台分の合算） × D950mm × H2000mm 以内

② デザイン（外観色を含む。）

周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

② 低 GWP 冷媒機

地球温暖化係数（GWP）が相当程度小さい、二酸化炭素、炭化水素又はハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等を冷媒として採用した機種とする。ただし、紙パック自動販売機については、この限りでない。

(3) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を

尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化技術基準」（日本自動販売機システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

①回収ボックスの設置

原則として２個（缶用１、ボトル飲料用１）を管理棟軒下のゴミ置場（位置図Ｂ）に設置する。

②回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

ウ その他

空き容器を回収するためのゴミ袋は設置事業者が適宜供給すること。

③使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成７年法律第１１２号）など、関係法令に基づいて適切に処理する。

④ 容器の回収方法

回収ボックスの容器は、自社・他社製品、持ち込み等を問わず、商品の補充時に毎回すべて回収し、清潔さを保つように努めること。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

①設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

②設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

③設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

④ 設置者において、商品の補充及び使用済み容器の回収日時は授業時間を避けて実施することとする。その他、学校行事等による臨時補給や容器回収など学校の指示に従うこと。

4 販売商品の種類等

(1) 種類 酒類を除く飲料（缶・ペットボトル・ゼリー飲料等）とする。カップ式飲料は不可とする。

(2) 価格 標準販売価格（定価）以下とする。

5 貸付料

落札価格とする。

6 電気料等

設置者が自ら設置したメーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、群馬県が定めた行政財産使用許可事務取扱要領の規定を準用して計算した額とする。

7 売上手数料

徴収しない。

8 費用負担

(1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

(2) 電気及び水道使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。なお、設置にあたっては群馬県立万場高等学校の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して群馬県立万場高等学校の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

群馬県立万場高等学校の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

(1) 群馬県立万場高等学校の責に帰することが明らかな場合を除き、群馬県立万場高等学校はその責を負わない。

(2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。